平成２５年（フ）第２２３号
長崎県長崎市弥生町13番19号、旧住所長崎県長崎市玉園町３番79号　メゾン玉園305
債務者　二上　清美
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
沖縄県うるま市石川曙３丁目12番17号
債務者　東江　律子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１６３号
沖縄県沖縄市高原６丁目11番２号　ファーストワン101
債務者　上里　幸市
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１９１４号
神奈川県藤沢市大庭5043番地の３　藤沢大庭アパート11―206
債務者　竹間　詩子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０４５号
横浜市南区永田東２丁目23番29号　ネオステージ永田イースト１階１号室
債務者　横山　悦子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０５３号
横浜市戸塚区深谷町544番地　サンオリエンスＲ．Ｓ―102号
債務者　石井　裕子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３５号
東京都東村山市廻田町１丁目25番地５ウイングニューシティ103
債務者　鎌倉　　惇
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５３４号
静岡県浜松市東区有玉北町434番地、前住所静岡県裾野市茶畑91番地の４　タウニィセリザワ102
債務者　作本　敬司
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第８１６号
神奈川県小田原市寿町２丁目１番16号
破産者　株式会社古田商店
1　決定年月日　平成25年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１０２号
秋田県大館市早口字深沢岱38番地９
破産者　株式会社秋田県原木市場
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第４６号
山形県西村山郡西川町大字間沢203番地
破産者　有限会社間沢油店
1　決定年月日　平成25年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７９号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎106番地２レオパレスみずほ104号
破産者　石原三樹夫
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第３２６１号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号ＮＯＦ御堂筋ビル９階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦町４丁目３番７号
破産者　株式会社ホスピタリティインベストメント
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７００号
大阪市港区市岡４丁目３番17号
破産者　合資会社濱田歯切工場
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８４号
兵庫県姫路市木場1434番地の３
破産者　株式会社ノイチ
1　決定年月日　平成25年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９２号
静岡市葵区千代田５丁目２番３号
破産者　アイタッチ株式会社
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５号
愛媛県松山市南吉田町953番地３
破産者　株式会社リパップ
1　決定年月日　平成25年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部